

中学校夜間学級就学援助費に関する支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校夜間学級に在籍する生徒のうち、経済的理由により就学が困難な生徒の就学を援助するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 中学校夜間学級就学援助費（以下、援助費という）の支給を受ける者は、本市区域内に住所を有し、中学校夜間学級に在籍する生徒（保護者があるときは、当該保護者）で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 生徒と同一世帯に住民登録をしている世帯員全員の所得（単身赴任等で別住所の場合は、当該単身赴任者等の所得も含む。以下同じ）の合計が、教育委員会が別に定める豊中市就学援助費支給要綱第3条第2号に規定する認定基準額以下である者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 申込みを行った年度中に生徒又は保護者が廃業・失業（前年度からの継続を含む）した者

イ 申込みを行った年度又はその前年度に、家屋が全半壊・全半焼・流失及び床上浸水により被災した世帯で、生徒又は保護者と同一世帯に住民登録している世帯員全員の所得の合計が10,000,000円以下である者

ウ 申込みを行った年度中に保護者（主たる生計維持者に限る）が死亡し、所得が前号に規定する額より著しく低下する者

(3) その他教育委員会が援助費の受給を必要と認めた者

(援助費目及び支給額等)

第3条 援助費の費目は、次のとおりとする。なお支給額は、教育委員会が予算の範囲内で毎年度定める。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 通学費

(3) 林間臨海学舎費

(4) 校外活動費

(5) 修学旅行費

(6) 新入学生徒学用品費

- 2 学用品費及び通学用品費並びに通学費の支給は、1月間全日を欠席したときは、その月分を減額して支給する。
- 3 援助費は第一学期分を10月に、第二学期分及び第三学期分を4月に支給する。
- 4 通学費は、原則として居住地から学校所在地までの通学距離が2km以上(歩行困難な身体障害者等は除く)で、交通機関(旅客運賃を徴収するもの)の利用を確認できる生徒に対して、中学校夜間学級就学援助費通学費算出要領に基づき支給する。
- 5 年度途中に入学したときは、入学した日の属する月から支給する。また年度途中で退学したときは、退学した日の属する月までを支給する。
- 6 生活保護法第13条に規定する教育扶助の適用を受けている者に対して、援助費(第1項第5号に掲げる費目に係るものは除く)は支給しない。
- 7 豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業補助金の交付対象者に対して、援助費(第1項第2号及び第6号に掲げる費目に係るものは除く)は支給しない。

(申込手続き)

第4条 援助費の受給を希望する者は、次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 就学援助費受給申込書
- (2) 収入に関する書類
- (3) その他第2条に規定する資格審査にあたり、教育委員会が必要と認める書類

(受給者の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条に規定する資格を審査の上可否を決定し、その旨を当該申込者に通知する。

(援助費の返還)

第6条 教育委員会は、虚偽の申込みその他不正な行為により援助費を受給した者に対して、既に受給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(実施の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、豊中市就学援助費支給要綱に準じて、別に教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から実施し、平成 19 年 4 月 2 日から適用する。
- 2 令和 2 年度において、第 3 条第 3 項の規定の適用については、第二学期分の 8 月分を
第一学期分として取り扱う。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から実施し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 10 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から実施し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 15 日から実施し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。